

令和3(2021)年 11 月 24 日

第 1 回 常任委員会 決定

第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 85 回国民スポーツ大会及び第 30 回全国障害者スポーツ大会の会場地市町村は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会と、障害者の社会参加の推進と障害理解の促進を図ることを目的とする全国障害者スポーツ大会の趣旨並びに「第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次により選定する。

- 1 会場地は、県内の各地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り広く県内各地で実施する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町村で行うこととする。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村の大会開催を通じたスポーツ振興の考え方や開催希望及び実施競技団体の意向並びに競技施設、その他地域の実情・特性を含め、総合的に判断する。
- 4 特に、全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手の負担軽減の観点を考慮する。